

こんな活動も  
しています！

## 消費者被害の予防活動

### ・消費者被害の110番

多くの被害・苦情が見込まれる消費者問題について、消費者の方々の声を集めるために、110番を実施します。

### ・より良い制度作りのための活動

消費者被害の予防・救済のための制度作りに向けて積極的に提言をしたり、被害予防のためのツールを作成したりしています。



訪問販売お断りステッカー

## 情報発信・情報交換

### ・シンポジウム、セミナー

ホットな話題を取り上げ、市民の皆さんにわかりやすく解説し、消費者問題について考えていただく機会を作っています。



### ・例会

会員の皆さんを対象に、定期的に勉強会や情報交換を行っています。

### ・会員の皆さんへメールでの情報発信

## KCCNでは、会員を募集中です！

KCCNの活動は皆様からの会費・寄付で支えられています。KCCNの理念・活動にご賛同いただける方は、是非ご入会ください！

- ◆下記の入会申込書に必要事項を記入しFAXまたはEメールにてお送りください。
- ◆個人情報はKCCNの活動以外には使用いたしません。

入会申込書  
京都消費者契約ネットワークKCCN  
理事長殿

京都消費者契約ネットワークに  
個人正会員 団体正会員  
個人賛助会員 団体賛助会員  
(いずれかに○をつけてください)  
として加入申込みし、次の年会費を申告します。

個人正会員	1口3千円×	<input type="checkbox"/>	=		円
団体正会員	1口6千円×	<input type="checkbox"/>	=		円
賛助会員	1口3千円×	<input type="checkbox"/>	=		円

年 月 日

1. 氏名(団体名)  
団体の場合 担当者氏名  
個人の場合 所属

2. 住所 〒

3. 電話 - -

4. FAX - -

5. Eメール

会費は次のとおりです

- ・個人 入会金1,000円 年会費 3,000円 (何口でも可)
  - ・団体 入会金2,000円 年会費 6,000円 (何口でも可)
  - ・賛助会費 個人・団体共 年会費 3,000円 (何口でも可)
- ※入会には理事長の承認が必要です。

### ◆京都消費者契約ネットワーク事務局◆

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

ヒロセビル4階

電話 075-211-5920 FAX 075-746-5207

E-mail mail@kccn.jp HP <http://www.kccn.jp/>

2017年5月作成

特定非営利活動法人  
京都消費者契約ネットワーク  
Kyoto Consumers Contract Network  
(KCCN)

内閣総理大臣認定：適格消費者団体



京都消費者契約ネットワーク(KCCN)は、内閣総理大臣の認定を受け、京都で、悪質な事業活動を是正し、消費者の安全・安心な生活を守るために活動する団体です。

シンボルマークは、消費者問題に尽力された故津谷裕貴弁護士が生前に撮影された写真をご了解を得て使用させていただいているものです。

# KCCNは、消費者の皆さんが安全に安心して暮らせる社会作りのために活動しています！

例えば・・・

冠婚葬祭互助会の不当に高額なキャンセル料の改善を求めて裁判をし、改善を実現しました。

安全・安心な社会  
公正な市場

情報収集

調査・検討

申入・提訴

判決・改善

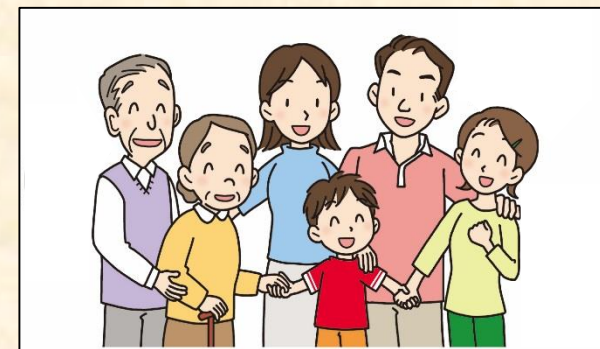
割安でお葬式ができるということで月々積立てたけれど、必要なくなったのでキャンセルしたら、高額なキャンセル料を請求されたという苦情が寄せられました。

KCCNは、「検討グループ」を立ち上げ、キャンセル料の問題について、法律上の問題がないか、調査、検討しました。

法律違反があると判断したKCCNは、事業者キャンセル料を取ることを止めるように申し入れました。それでも止めなかったので、裁判を起こしました。

裁判所はKCCNの主張をほとんど認め、事業者の一部を除いてキャンセル料を取ることを止めるように命じました。事業者は、判決に従って、契約内容を改めました。

同様のキャンセル料を定めたモデル約款も見直されました。報道によれば、同様の契約は全国に約2000万件あるとのことでした。



・消費者団体訴訟制度は、全国で活動する消費者団体の中から内閣総理大臣の認定を受けた「適格消費者団体」が、消費者の皆さんを代表して、事業者の違法行為を止めさせることを求めて裁判をすることができる制度です。

・KCCNは、京都で活動する適格消費者団体です。

他にもこんな問題の改善を求めて裁判をしてきました！

- ・携帯電話の2年縛り
- ・結婚式場のキャンセル料
- ・健康食品のチラシ
- ・未公開株の勧誘
- ・マンション賃貸借の更新料、敷引、定額補修分担金
- ・インターネット契約のキャンセル料

国や京都府などからも表彰していただいています。

- 「ベスト消費者サポーター章」(消費者庁長官)
- 「明日の京都」推進特別賞(京都府)
- 「第1回津谷裕貴・消費者法実学実践賞」